

写

28初健食第37号
平成29年2月27日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人事務局長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課長 和田 勝行

(印影印刷)

学校給食における衛生管理の徹底について (通知)

学校給食における衛生管理については、「学校給食衛生管理基準」(平成21年文部科学省告示第64号)等に基づき、取組の徹底をお願いしているところですが、昨年12月以降、学校給食を原因とする食中毒の発生が相次いでおり、学校給食に対する信頼を損ねかねない状況となっています。

については、学校給食の実施に当たって、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底していただくようお願いします。特に、発生例の多いノロウイルスは、少ないウイルス量で感染することから、ごくわずかな摂取でも多くの方が発症するとされています。調理従事者や調理器具などからの感染を防止するため、手洗いや手指の触れる場所等の洗浄・消毒を徹底するとともに、調理において加熱が必要な食品については中心部までしっかりと加熱をするようお願いします。

また、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等に対して、国立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、学校設置会社等に対し周知くださるようお願いします。

(参考)

○文部科学省ホームページアドレス

「学校給食衛生管理基準の施行について(通知)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm

「学校給食調理場における手洗いマニュアル」等

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm



【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係 TEL : 03-5253-4111(内線 2694)